

表彰規程を次のように定める。

平成17年3月15日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

職員表彰規程

(目的)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の職員に対して行う表彰に関する事項について定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 職員に対して行う表彰は、次の2つとする。

- (1) 特に顕著な功績による表彰
- (2) 永年勤続者表彰

(特に顕著な功績による表彰)

第3条 特に顕著な功績による表彰は、機構内外の活動において顕著な功績があり、機構の名誉を高める等の著しい貢献をした職員に対して行うものとする。

- 2 特に顕著な功績による表彰の対象となる職員は、職員表彰審査会の議を経て決定するものとする。
- 3 職員表彰審査会は、理事長、理事、政策企画部長及び総務部長により構成し、理事長が議長となる。
- 4 前項に定めることのほか、職員表彰審査会の運営に関し必要な事項は、職員表彰審査会において定める。

(永年勤続者表彰)

第4条 永年勤続者表彰は、次の各号に掲げる職員に対して行うものとする。

- (1) 各年度の末日において勤続期間が20年に達している職員（過去において永年勤続表彰を受けた職員を除く。）
- (2) 職員就業規則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第14号）第35条の規定により定年退職する職員のうち、退職時において勤続期間が21年以上に達している職員

(勤続期間の計算)

第5条 前条の勤続期間は、職員となった日の属する月から起算し、引き続いて勤務した期間の月数で算定する。ただし、職員就業規則第26条第1項の規定に基づく育児休業、同第31条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づく休職及び同第40条第2号の規定に基づく停職の期間は、これを除いて計算する。

(表彰の延期)

第6条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、表彰を行わない。ただし、情状により表彰することが適当であると理事長が認める者についてはこの限りではない。

- (1) 懲戒処分の停職を受けた日から当該表彰期日までの期間が3年を経過しない者
- (2) 懲戒処分の減給を受けた日から当該表彰期日までの期間が2年を経過しない者
- (3) 懲戒処分の戒告を受けた日から当該表彰期日までの期間が1年を経過しない者

(表彰期日)

第7条 第4条第1号の表彰は、毎年1回定期に行い、同条第2号の表彰は職員の退職時に行うものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

- 2 前項の表彰には、副賞を授与することができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成17年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 機構の成立の日の前日において日本育英会、財団法人国際学友会、財団法人内外学生センター、財団法人関西国際学友会又は財団法人日本国際教育協会（以下「旧法人」という。）の職員であって、機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者の勤続期間については、第5条の定めるところにより得られる期間に、旧法人の職員であった期間について第5条中「就業規則第26条第1項の規定に基づく育児休業、同第31条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づく休職及び同第40条第2号の規定に基づく停職の期間」を「就業規則第26条第1項の規定に基づく育児休業、同第31条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づく休職及び同第40条第2号の規定に基づく停職に相当する旧法人における処分等の期間」と読み替えて第5条を適用して得られる期間を加えた期間を機構の職員としての勤続期間とする。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第19号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第25号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は，平成30年7月30日から施行する。